

### 【医療DX推進体制整備加算の算定について】

2024年6月の診療報酬改定に伴い、以下の通りの対応を行っております。

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報等を、診察室等で閲覧・活用できる体制を有しています。
- ・マイナンバーの健康保険証利用について、お声がけ、ポスター掲示を行っております。
- ・電子処方箋を発行する体制・電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を有しています。
- ・医療DX推進体制整備加算として、診療報酬点数を算定いたします。  
医療DX推進体制整備加算6 8点

### 【初診料】

- ・医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるように取り組んでいます。
- ・電子カルテ情報共有サービスの導入検討等を含め、医療DXにかかる取組を実施しています。

### 【医療情報取得加算について】

- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。